

自然由来重金属類評価研究会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、自然由来重金属類評価研究会（以下「本研究会」という）と称する。

(目 的)

第2条 我が国では自然に由来する重金属類が広く存在し、その一部は土壤汚染と判断されて対策方法や土地取引等に大きな影響を与えている。本研究会は、自然由来重金属類の実態を研究すると共に、人為行為に起因する重金属類と自然由来重金属類とを科学的に評価・識別するための技術を確立し、その普及に努める。

さらに、自然由来の重金属類の実態と土地の用途に基づき、土地の評価と取引を円滑に行うための基礎情報を社会に提供することを目的とする。

(活動内容)

第3条 本研究会は、前条の目的を達成するために次の課題に対して社会貢献するための活動を行う。

(1) 本研究会の取り組むべき課題

- ①我が国に存在する自然由来の重金属類の実態解明
- ②自然由来と人為由来の重金属類を判別する調査法の研究・開発
- ③自然由来の重金属類に対する浄化対策工法の研究・開発

(2) 本研究会が会員に対して実施する事項

- ①自然由来の重金属類に関する調査および判定に関する相談・指導
- ②自然由来の重金属類に対する環境影響評価に関する相談・指導
- ③自然由来の重金属類に対する調査方法や対策工法に関する相談・指導
- ④自然由来の重金属類に関する研修や普及
- ⑤自然由来の重金属類を評価できる優れた人材の育成
- ⑥自然由来の重金属類調査・対策に対する行政への提言

(当会の所在地および事務局)

第4条 当会の所在地および、事務局は以下のとおり定める。

- (1) 当会の所在地は事務局の所在地とし、詳細は細則に定める。
- (2) 事務局は理事会の認めた事務局員若干名で構成される。事務局員は理事会の指示に従い会の運営及び理事会などの事務に従事する。

第2章 会 員

(会員の構成)

第5条 本研究会は、以下に区分される正会員と学生会員をもって構成する。

- (1) 正会員-法人会員：本研究会の趣旨に賛同する企業や団体
- (2) 正会員-個人会員：本研究会の趣旨に賛同する個人
- (3) 学生会員：本研究会の趣旨に賛同する学生個人

(入 会)

第6条 本研究会に入会を希望する法人会員及び個人会員（以上、正会員）、並びに学生会員は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得るものとする。

(会費及び入会金)

第7条 会員は、会費を納入する。

2 詳細については別に細則で定める。

(正会員の義務)

第8条 正会員は第2条の目的を達成するための研究と技術開発に努め、それらの成果を社会に還元するため、次の各項に定める義務を負う。

- (1) 本研究会の目的を理解し、第3条に定める活動に積極的に協力すること。またこの活動で得られた成果のうち、普遍性の高いものに関しては論文公表などの形で情報発信を行い、普及に努めること。ただし、公表に際しては、土地の評価と取引を阻害することのないよう必要に応じた配慮をすること。
- (2) 本研究会で実施される研究の成果や、委員会活動で知り得た情報のうち、普遍性の高いものを論文公表などの形で公表する前の段階では、これらの技術・情報または成果などの守秘義務を負う。
- (3) 本研究会の規約を厳守し、相互の協調を高め、会員間で協力し本研究会の発展に努めること。

(正会員の権利)

第9条 正会員は、次の各項に定める権利を有する。

- (1) 総会に出席して、会の運営に関する発言をする。
- (2) 委員会の委員となる資格を有する。
- (3) 自然由来重金属類の実態に関する情報や、人為行為に起因する重金属類と自然由来重金属類とを科学的に評価・識別するための技術に関して研究会に対して助言を求めることができる。

(法人会員の権利)

第10条 法人会員は、本研究会が主催する講習会や技術研修会に会員価格で所属する人員が参加する権利を有する。

(学生会員の権利)

第10条の2 学生会員は、本研究会が主催する講習会や技術研修会に会員価格で参加する権利を有する。

(資格の喪失)

第11条 会員は、次の各項の一つに該当したときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 本研究会が解散したとき

(退 会)

第12条 会員が本研究会を退会するときは、退会届を会長に提出するものとする。

(除 名)

第 13 条 会員が本研究会の目的に違反する行為があったとき、本研究会の名誉を傷つける行為があったとき、もしくは会員としての義務を怠ったときは、理事会の議決により除名することができる。

第 3 章 役 員

(役員の種類)

第 14 条 本研究会には次の役員を置く。副会長は必要に応じておくことができる。

- | | |
|---------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 理 事 | 若干名 |
| (4) 監 事 | 1 名 |

2 本研究会に顧問をおくことができる。

顧問は理事会に出席し、本研究会に対し必要な助言を行うことができる。

(役員の選任及び任期)

第 15 条 会長、副会長、理事及び監事は、総会において正会員のうちから選任する。任期は 2 年とし、再任は妨げないものとする。また、補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第 16 条 役員は、次の会務を行う。

- | |
|--|
| (1) 会長は、本研究会を代表し会務を統括する。 |
| (2) 副会長は、会長を補佐し会長に支障があるときには、その職務を代行する。 |
| (3) 理事は、理事会を構成して会務にあたる。 |
| (4) 監事は、本研究会の収支決算の監査を行う。 |

第 4 章 事務局及び委員会の設置

(事務局の設置)

第 17 条 本研究会に事務局を置く。事務局長は、理事会の承認を経て会長が委嘱し、事務全般を統括管理する。

2 事務取扱いについては、別に定める細則による。

(委員会の設置)

第 18 条 本研究会の業務を遂行するために委員会を置くことができる。

2 委員会の運営については、別に定める細則による。

第5章 会 議

(会議の種類及び構成)

第19条 本研究会に次の会議を置く。

- (1) 総 会：総会は、正会員をもって構成する。
- (2) 理事会：理事会は、会長・副会長・理事・監事をもって構成する。
- (3) 委員会：委員会は、随時課題が生じたときに理事会の承認した委員をもって構成する。

(会議の開催)

第20条 会議は、次のとおり開催する。

- (1) 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後4ヶ月以内に対面形式もしくは電子会議形式で開催する。
- (2) 臨時総会は、次の場合に対面形式もしくは電子会議形式で開催する。
 - ①会長が必要と判断したとき。
 - ②正会員の過半数以上のものから書面をもって請求があったとき。
- (3) 理事会は、次の場合に対面形式、電子会議形式もしくは電子メール等で開催する。
 - ①会長が必要と判断したとき。
 - ②正会員の過半数以上のものから書面をもって請求があったとき。

2 開催形式の決定は会長が行う。

(総会の議決事項)

第21条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 本研究会の事業報告及び決算。
- (2) 本研究会の事業計画及び予算。
- (3) 規約の設定および改廃に関する事項。
- (4) その他必要と定められた事項。

(理事会の議決事項)

第22条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 規約の執行に関する事項。
- (3) 規則及び細則の設定・変更などの本研究会の運営に関する事項。
- (4) 会員の入会、退会及び除名に関する事項。
- (5) 委員会の設置、委員および専門委員の承認と委員会報告の処理。
- (6) その他本研究会の運営に係わる重要事項。

(委員会の役割)

第23条 委員会は、第3条の事業に関する事項を審議し、理事会にはかる。

(議 長)

第24条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

理事会の議長は、理事より選出する。

(定足数)

第 25 条 総会は、これを構成する正会員の 2 分の 1 以上の出席（委任状の数を含む）がなければ開催することができない。理事会は、これを構成する理事の 2 分の 1 以上の出席（委任状の数を含む）がなければ開催することができない。電子メールで開催された理事会では、理事全員に電子メールを送信することで定足数とすることができる。

(議 決)

第 26 条 総会の議決は、出席正会員の過半数の同意をもって行われ、可否同数のときは、議長の決するところによる。
2 総会の議決において法人会員は、代表者 1 名が議決権を有する。
3 電子会議、電子メールで開催された理事会では、電子メール等により議決することができる。

(議決の委任)

第 27 条 総会に出席できない正会員は、委任状を提出することができる。

(議事録)

第 28 条 会議の議決については、次の事項を記載した議事録を事務局が作成し保管する。
(1) 会議の日時、場所
(2) 会議に出席した会員、理事の氏名
(3) 議決事項
(4) 議事の経過とその結果

第 6 章 会 計

(会計年度)

第 29 条 本研究会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。ただし、初年度は本研究会発足の日から翌年 3 月 31 日までとする。

(予 算)

第 30 条 本研究会の収支予算は、事務局が年度開始前に作成し、理事会の承認を得た後、総会の決議を経て決定する。

(収 入)

第 31 条 本研究会の運営は、会員より徴収する会費、その他理事会が必要と認め議決した寄付金等の収入で行う。

(決 算)

第 32 条 事務局は、会計年度終了後速やかに本協会の収支決算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

第7章 雑 則

(規約の変更)

第33条 本研究会の規約の変更は、理事会の承認を経て、総会の決議に諮るものとする。

(規則及び細則)

第34条 本研究会の会務運営に必要な規則及び細則は、理事会の議決を経て、これを定めることができる。

附 則

1. 本規約は、平成19年9月2日より施行する。
2. 本規約の一部を改訂し、平成30年6月1日より施行する。
3. 本規約の一部を改訂し、令和3年6月5日より施行する。
4. 本規約の一部を改訂し、2024（令和6）年7月6日より施行する。

自然由来重金属類評価研究会細則

第1章 総 則

(総 則)

第1条 本細則は、「自然由来重金属類評価研究会規約」(以下「規約」という)に定めるものの他、自然由来重金属類評価研究会(以下「本研究会」という)の目的及び活動を遂行上必要である機構・会務の分掌及び運営・会費・事務取扱・委員会の運営・職制・その他について定める。

第2章 会員名簿、異動

(名 簿)

第2条 会員名簿を作成するため、会員は必要事項を記入し事務局に提出する。

(異 動)

第3条 会員は、名簿記載事項に異動があったときは、速やかにその変更届を事務局に提出する。

第3章 会費

(会費、入会金)

第4条 規約第7条記載の会費は、別表－1のとおりとする。

- 2 会費は、既納の会費は原則としてこれを返還しない。
- 3 3期以上の滞納は除名の対象となりうるものとする。

第4章 委 員 会

(委員会の構成、職務)

第5条 委員会に委員長を1名置く。

- 2 委員長、副委員長は委員の互選により推薦し、理事会の承認を経て、会長が委託する。
- 3 委員長は委員会の事務を統括し、委員会の業務を処理する。

(委員会)

第6条 規約第16条、同第17条第3項、同第20条5項、同第21条により、ここに細則を定め、別表－2の通り委員会を設置する。

(委員会の義務)

第7条 委員長は、委員会においての調査・審議の経過および結果を理事会に報告しなければならない。

(任期)

第8条 委員の任期は、原則として2年とし、その都度理事会においてこれを定める。

第5章 刊行物・講演・研修活動等

(刊行物)

第9条 本研究会は必要に応じて次に掲げる印刷物を刊行およびホームページ開設をすることができる。

- (1) 技術向上、宣伝、普及上必要と認められるもの。
- (2) 技術指導上必要と認められるもの。
- (3) その他必要と認められるもの。

(講演・研修会活動)

第10条 研究会では委員会が主体となって講演会や研修会を行うことができる。
この講演会や研修会に必要な諸経費は主体となる委員会の判断で適宜決め、講演会や研修会の参加費用を決定することができる。

第6章 事務局

(事務局)

第11条 事務局は、規約第4条、同第15条、同第20条により、理事会の議決事項の事務取扱を行う。

- 2 事務局は、正会員に対し、資料配布など事務取扱及び収支報告を行う。
- 3 2024年4月1日より、事務局を下記に置く。

〒111-8648 東京都台東区浅草橋 5-20-8 CSタワー 13階
八千代エンジニアリング株式会社 国内事業部 地質・地盤部 内

第7章 補則

(規約の変更)

第12条 本細則は理事会の承認を経て、これを変更することができる。

(施行)

第13条 本細則は、平成19年9月2日より施行する。

附 則

- 1. 本規約の一部を改訂し、令和3年6月5日より施行する。
- 2. 本規約の一部を改訂し、2024（令和6）年7月6日より施行する。

〔別表－1〕

区 分	会費（年額）
正会員-法人会員	50,000 円
正会員-個人会員	3,000 円
学生会員	無 料

〔別表－2〕

委 員 会 名	調査・分析技術委員会
	評価技術委員会
	広報委員会